

川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア 実行委員会の解散及び残余財産の清算について

川崎市市制100周年記念事業・
全国都市緑化かわさきフェア実行委員会事務局

川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会の解散 及び残余財産の清算について

**8月の実行委員会総会において、次のとおり実行委員会解散(清算終了日が解散日)を決議
以降、清算事務を進め、清算終了後の令和8年3月に書面で実行委員会総会を開催し、
令和7年度の事業報告・収支決算を報告・議決します**

1. 本実行委員会は、「川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会会則」(以下「会則」という。)第3条の目的を達成したことから、**会則第32条第1項の規定に基づき、解散するもの**とします。併せて、**解散日をもって、会則ほか関係諸規程を廃止**します。
 2. 本実行委員会の**解散日**は、会則第32条第2項の規定に基づき、**剰余金清算の終了日**とするものとします。
 3. 本実行委員会の清算については、**清算人を実行委員会会長 福田紀彦**とし、実行委員会**事務局が清算事務**を行うものとします。
 4. 会則第31条に規定する**残余財産**について、収支決算において生じた残金、物品、著作物にかかる権利等は**川崎市に帰属**するものとします。
 5. **清算終了時**には、**書面により実行委員会総会**を開催（**令和8年3月**）し、会則第29条の規定に基づく**令和7年度の事業報告及び収支決算の報告**、会則第17条の規定に基づく**令和7年度の事業報告及び決算に関する議決**をするものとします。
 6. 上記5における**議決については、承認しない旨の回答**のみを返送することとし、期日までに返送がない者は承認したこととします。
-